

平成25年度当初予算編成方針

H24.10.18

総務部

総合企画部

1 当初予算編成の前提となる財政状況

○本県財政の状況

- ・「岐阜県行財政改革アクションプラン」では、財源不足が多額かつ継続的に生じると見込まれる状況を、「構造的な財源不足」と位置づけ、その改善に向けた取り組みを着実に行った結果、県の財政状況は改善の方向に向かっている。
- ・平成25年度以降の財政運営においては、当面の政策課題に対応するとともに、必要な歳出抑制を継続するメリハリのきいた財政運営を行うことで、各年度の予算編成を行うことのできる状況になりつつあり、「構造的な財源不足」は解消される見込みにある。
- ・しかしながら、県税収入や地方交付税などの伸びが見込まれない中で、各年度30億円から50億円の自然増がある社会保障関係経費に対処するとともに、国補正予算で設けられた基金の期限到来後の取扱いや、防災・減災対策や少子高齢化社会への対応などの様々な政策課題への対応などを検討しなければならない。また、社会保障と税の一体改革など、国の政策の動向にも注視しなければならない状況にもあるなど、本県財政は引き続き多くの課題への対応を迫られている状況にある。

○国の予算編成状況

- ・総務省より先に示された「平成25年度地方財政收支の仮試算（概算要求時）」では、「中期財政フレーム（平成25年度～平成27年度）」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増を概算要求組替え基準を踏まえた減で吸収し、地方財政の規模をほぼ平成24年度並とすることで、一般財源総額を実質的に平成24年度の水準を下回らないよう確保するとされている。
- ・その中で、地方交付税については、地方の安定的な財政運営に必要となる財源として適切に確保することが目指されているところであるが、対前年度伸び率で1.5%の減となり、逆に臨時財政対策債が6.2%増加する試算となっている。
- ・厳しい国の財政状況を背景に、地方財政に対しても厳しい姿勢が示されているところであり、今後その動向を十分注視していく必要がある。

○今後の行財政運営の方針

- ・「本県財政の状況」で示したとおり、経済・雇用情勢や国政策の動向など、地方財政を取り巻く環境は不透明であり、本県財政は構造的な財源不足が解消される見込みとなっているものの、依然として当面の課題を抱える厳しい財政状況にある。
- ・このため、平成25年度以降も、引き続き事務事業見直しなど絶えず行財政改革の努力を行い、持続的な財政構造を構築すべく、節度ある財政運営に努め、財政規律を遵守する必要がある。
- ・他方で、県民目線で重要な政策課題にも十分目配りしながら、対応が必要な政策課題については、厳しい財政状況の中でも、適宜適切に対応していかなければならぬ。
- ・今後、平成25年度以降の財政運営の基本的考え方と3年間の中期的な財政見通しを予算編成とあわせて作成し、県財政の置かれた状況を示す予定である。

2 当初予算編成の考え方

(1) 基本的な取組方針（予算要求の考え方）

○持続可能な財政運営に向けた財政規律の遵守

※事務事業見直しの考え方を踏まえた予算要求を行うこと。

※行財政改革アクションプランにおいて見直しを行った事業については、原則、その取組を継続。

○当面する重要な政策課題に的確に対応

※当面する重要な政策課題に対応するものについては、各部局毎に示す一般財源総額を超えて要求できるものとする。

(2) 具体的な予算編成の視点・ポイント

① 「予算要求基準」の遵守

別紙1のとおり

- ・予算要求基準を遵守のうえ、「事務事業見直し」を踏まえた予算要求を行うこと。
- ・一般政策予算については、別途、各部局毎に示す一般財源総額の範囲で予算要求すること。なお、要求にあたっては、より効率的な財政運営を常に意識し、多額の予算を必要とする事業を優先的に見直すなど、各事業で一律に削減するなどの安易な縮減策をとらないこと。
- ・また、平成24年度に新たな政策課題として予算計上した事業のうち、継続実施が必要な事業については、この一般財源総額の範囲で予算要求すること。
- ・個別調整事業については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行う。
- ・その他の政策予算、非裁量予算、管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。
- ・なお、予算要求基準を踏まえた要求であっても、総務部において内容を再度精査し

た上で、メリハリのある予算を編成すること。

②重要政策事業について

- ・当面する重要な政策課題に対応する新規事業については、前述の一般財源総額を超えて要求できるものとする。

※原則ソフト事業を対象（1千万円未満のハード事業含む。）

- ・上記事業については、各部局において政策課題テーマを設定すること。

（例）○防災対策、減災対策

○少子高齢化対策

○経済雇用対策 など

※あくまで例示であり、各部局等から提出する際は、国補正基金終了後も引き続き実施を希望する事業も含め、独自に政策課題テーマを設定

- ・以下の事業についても、重要政策事業として取り扱う。

○国補正基金終了後も引き続き実施を希望する事業

○アクションプランに伴い歳出削減された事業について増額を希望する事業

③スクラップアンドビルドの徹底

- ・事業の固定化を防止し、新陳代謝を促進するため、原則として1所属（各課室）1以上の事業についてスクラップアンドビルド（単なる事業の廃止も含む。）を行うこと。

④周期事業の取扱い

- ・複数年周期で予算計上を行う必要のある事業については、必要最小限での要求を可能とし、各部局における財源捻出は不要とする。なお、この周期事業の詳細は別途通知する予定であること。

⑤基金事業の取扱い

- ・基金を繰り入れて実施する事業については、各部の活用計画により要求すること。
(各部に提示する一般財源総額には含まない。)
- ・また、「ふるさとぎふ再生基金」事業については総合企画部と、「清流の国ぎふ森林・環境税」事業については林政部と調整を経た後、要求するものとする。
- ・なお、国補正基金に係る要件緩和や活用期間の延長などの見直しが行われれば、必要な対応を行うこと。

⑥国庫補助事業等の受け入れの精査

- ・国において進められる地方行政に関連する制度等の見直しについては、その動向を十分注視し、適宜適切に予算編成に反映すること。
- ・国庫補助事業については、財源的には有利といえども、1/2程度の県費が伴うことや事業実施に伴い人的負担を要することから、必要性や事業効果を十分吟味したうえで、受け入れを行うこと。また、国庫10/10事業であっても、人的負担が伴うこと

とを十分に認識し、安易な受け入れを厳に慎むこと。

⑦過去の予算の前倒し効果の反映

- ・過去の予算において、後年度で見込まれた財政需要について前倒しして対応したもののについては、原則、予算要求を差し控えること。

⑧「予算の使い切り」廃絶に向けた取り組みの徹底

- ・「予算の使い切り」廃絶に向けた取り組みを徹底することとし、現段階で執行計画の確定していない不要不急の経費の要求は控えるとともに、年度末における無理な予算執行は厳に慎むこと。
- ・また、RENTAI掲示板に掲示している「予算の残し方事例集」を活用し、経費節減に努めること。

⑨特別会計、企業会計について

- ・各会計の運営状況を勘案しつつ、税負担（一般会計繰出）の妥当性等について再検証すること。

⑩債務負担行為の適正な運用

- ・将来の財政運営を圧迫する要因となることから、対象事業、限度額、年割額等について十分な精査を実施すること。

⑪予算編成過程の公開について

- ・予算編成の透明度を一層高めるため、予算編成過程を公開することとしており、その中で、各事業毎にこれまでの取組状況や成果について公開することとしているので、所管課においては、事業の目的や取組の評価などを定量的に十分整理して予算要求を行うこと。この定量的な整理に関しては別途通知する予定であること。

事業分類別の予算要求基準

この予算要求基準は、あくまでも現時点における要求の上限を定めるものであり、今後の税収や地方交付税の動向など、財政環境の変化等により更なる歳出削減があるものであること

いずれの項目においても、行政管理課による「事務事業見直し」を反映させて要求すること

1 政策予算

政策予算の要求に際しては、事業の目的やこれまでの取組の評価などを定量的に十分整理し、県民目線を意識し、行政需要に的確に対処した要求を行うよう心がけること

(1) 一般政策予算

- ・別途通知する一般財源の範囲内で要求すること。なお、要求にあたっては、より効率的な財政運営を常に意識し、多額の予算を必要とする事業を優先的に見直すなど、各事業で一律に削減するなどの安易な縮減策をとらないこと

(2) 個別調整経費

- ・「公共枠」「県単枠」「森林整備特別事業」「学校建設事業」「単独交通安全整備事業」「私学振興補助金」「スポーツ振興事業」については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行う

(3) 重要政策事業

- ・当面する重要な政策課題に対応する新規事業については、所要額を要求すること
- ・原則ソフト事業を対象とするもの（1千万円未満のハード事業含む）
- ・要求に際しては、政策課題テーマ及びその現状・課題について整理すること
- ・国補正予算で設けられた基金を活用した事業で、引き続き県費で継続を希望する事業、アクションプランに伴い歳出削減された事業について増額を希望する事業についても、重要政策事業として要求すること

(4) 県費1千万円以上の投資的経費

- ・可能な限り所要額を圧縮し、要求すること
- ・新たな施設整備の着手を行う場合は、事業規模やランニングコストの多寡、他県の整備状況など、必要性を十分精査した上で要求すること

(5) その他の政策予算

- ・「情報システム開発経費」「情報システム保守管理経費」「特別会計への繰出金等」「社会保障関係経費」「指定管理者制度導入施設関連事業」「ふるさとぎふ再生基金事業」「清流の国ぎふ森林・環境税事業」については、個別事業毎の縮減率は設定しないが、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること

2 非裁量予算

- ・所要額の確実な見通しに基づき積算するとともに、非裁量予算とすることの適否を含め、制度のあり方まで踏み込んで見直したうえで、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること

3 管理予算

- ・「人件費」のうち、職員給与費については、従来のルールに基づき、要求すること
- ・その他の管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること

事業分類体系

事業分類		略名	定義
特定政策予算	個別調整事業	公共枠	公共枠として枠的に予算措置する事業
		県単枠	県単枠として枠的に予算措置する事業
		私学振興補助金	私学振興枠として枠的に予算措置する事業
		学校建設事業	学建枠として枠的に予算措置する事業
		森林整備特別事業	森林枠として枠的に予算措置する事業
		単独交通安全整備事業	単独交安枠として枠的に予算措置する事業
		スポーツ振興事業	スポーツ振興枠として枠的に予算措置する事業
	県費1千万円以上の投資的事業	1千万以上	県費1千万円以上の投資的事業（毎年度、経常的に一定額を計上する事業を除く）
	情報システム開発経費	情報開発	情報システム開発経費（「情報システム導入審査委員会」協議対象事業に限る）
政策予算	情報システム保守管理経費	情報保守	情報システム保守管理経費（債務負担行為設定に係る事業に限る）
	特別会計への繰出金等	特会繰出金等	特別会計への繰出金等
	社会保障関係経費	社会保障	社会保障関係経費（県単独福祉医療費助成制度）
	指定管理者制度導入施設関連事業	指定管理者	指定管理者制度導入施設関連事業
	ふるさとぎふ再生基金対象事業	再生基金	ふるさとぎふ再生基金事業として公募で決定された事業
	森林・環境税関連経費	森林環境税	清流の国ぎふ森林・環境税を財源とした事業
	一般政策経費（通常分）	一般政策通常分	一般政策予算のうち、他に分類される事業を除く事業
	一般政策経費（維持管理費等）	一般政策維持	施設や組織の維持・管理に要する経費
	一般政策経費（全国負担金・拠出金）	一般政策負担金	全国的に集約して行う事務等に係る負担金又は拠出金で、県費1千万円以上のもの
	一般政策経費（債務負担行為設定済事業）	一般政策債務	債務負担行為設定済みの事業で、県費1千万円以上のもの
重要政策事業	当面する重要な政策課題に対応する事業	重要政策課題	当面する重要な政策課題に対応する新規事業（原則ソフト事業）
	基金終了後継続事業	基金終了後継続	国補正予算で設けられた基金を活用した事業で、引き続き県費で継続を希望する事業
	アクションプラン終了後増額事業	AP増額	アクションプランに伴い歳出削減された事業について増額を希望する事業
非裁量予算		非裁量予算	法律等により事業の実施、経費の支弁が義務づけられている事業
管理予算	人件費	人件費	特別職給与・報酬、一般職給与、非常勤専門職報酬、OB職員の団体への補助、外郭団体等プロパー職員の人件費補助
	公債費	公債費	公債費
	税交付金等	税交付金等	税の市町村交付金等
	その他管理予算	管理その他	予備費、会計管理費など各部共通の予算（人当旅費、人当需用費、指定修繕を含む）

事務事業見直しについて

平成24年8月22日
行政管理課

1. 基本的な考え方

（1）アクションプラン対象事業の見直しについて

- ・ アクションプランにおいて見直しを行った事業等については、原則としてその取り組みを継続する。
- ・ 県単独福祉医療費助成など県民の安全や安心に直結する一部の事業については、アクションプラン取り組み前の水準に戻す。
- ・ 県民の安全や安心、人づくりなどに関連する事業であって、事業費の増額が必要と判断される事業については、予算編成過程で所要額を精査し、予算措置を検討する。
- ・ 県職員の臨時の給与抑制については、今後の社会・経済情勢等の不確定要素はあるものの、基本的にはアクションプラン終了後、解消する。また、これに連動する団体等補助金や事業費は、予算額を復元する。

（2）平成25年度における事務事業見直しについて

アクションプランの対象とした事業、アクションプランでは個別に事業内容を精査しなかつた事業を含め、改めて以下の視点により、事業の見直しを行う。

① 各部局による事業内容の再点検による見直し

各部局はそれぞれ所管する事業を、費用対効果や必要性を再度点検し、廃止や経費の縮減が可能な事業については、以下の視点から所要の見直しを行う。

- ・ 費用対効果及び事業成果から事業費の削減を検討すべきもの
- ・ 施策重複の観点から事業の統廃合を検討するもの
- ・ 慣例的な支出であって、廃止について原課での判断が困難なもの
- ・ 同一の団体に複数の補助金交付や委託契約が行われているもの

② 情報システム開発・運営コストの削減

大型情報システムを更新するにあたっては、更新前のトータル・ライフサイクル・コスト（導入にかかる一時経費+5年間の経常経費）から20%以上の削減を行う。

③ 執行効率化のため細々事業の統合

事業費執行の効率化を図るため、各課に計上されている生計費的事務費を中心に細々事業の統合を行う。

④ 予算執行の状況に合わせた事業の見直し

平成22・23年度決算において予算執行率が低い事業について、予算要求額の上限を設定し、削減効果額の一部は事務費の再分配用財源とするなど、所要の見直しを行う。

また、アクションプラン期間を通じて、予算額が固定されていた事業費についても、予算編成過程において内容を精査する。